R9.4 月入所用

重要

令和９年度 保育施設入所申請をされた方へ



１　令和９年４月入所調整の結果について

（１）第１次受付分結果発送予定：１月２５日（月）

内定の場合 → **内定通知書**
２月下旬～３月中旬：**健康診断・入所説明会**（各施設にて。詳細は内定通知に記載）
３月下旬：**認定証**(新規認定者、認定内容変更者のみ)・**入所承諾通知書**（保育所のみ）・**利用者負担額決定通知書の送付**

保留の場合 → **保留通知書**　※認定証（新規認定者、認定内容変更者のみ）は３月下旬発送
申請の辞退を行わない限り、第２次以降の調整の対象とします

（２）第２次受付分結果発送予定：２月２２日（月）

内定の場合 → **内定通知書**
２月下旬～３月中旬：**健康診断・入所説明会**（各施設にて。詳細は内定通知に記載）
３月下旬：**認定証**(新規認定者、認定内容変更者のみ)・**入所承諾通知書**（保育所のみ）・**利用者負担額決定通知書の送付**

保留の場合 → **保留通知書**　※認定証（新規認定者、認定内容変更者のみ）は３月下旬発送
申請の辞退を行わない限り、第３次以降の調整の対象とします

（３）第３次受付分結果発送予定：３月１８日（木）

内定の場合 → **内定通知書**
３月下旬：**健康診断・入所説明会**（個別に各施設にて）
３月下旬：**認定証**(新規認定者、認定内容変更者のみ)・**入所承諾通知書**（保育所のみ）・**利用者負担額決定通知書の送付**

保留の場合 → **保留通知書**、認定証（新規認定者、認定内容変更者のみ）
申請の辞退を行わない限り、５月以降の調整の対象とします

※「入所を希望する施設名」にある施設のみ、入所調整の対象となります（ほかの施設に空きがあっても調整は行いません）。希望施設を追加、変更したい場合は、それぞれの受付期間の締切日までに下記 QR コード①より申請してください。また、希望施設のうち、事前に見学が必要な施設に対して見学を行っていただいていない場合は、その施設を除外して調整を行うこととなります。

※第２希望以降に内定となった場合は、４月入所のみ上位の希望施設への繰り上がり調整を実施します。

→**繰り上がりを希望せずに１次または２次で内定した施設への入所を希望する場合は、１次で内定の場合は 2/3(水)、２次で内定の場合は 3/3(水)までに必ず保育課に電話にてご連絡ください。連絡がなく上位の希望施設に内定となった場合は、元の施設には戻れませんのでご注意ください。**

→５月以降も、より上位の希望施設への転所を希望する場合は、再度新たに申し込みが必要です。

→既に１次または２次で内定になっている場合で、繰上げ調整を行った結果上位の施設に内定にならなかったときには保留通知は発行いたしません。

２　短時間勤務制度（時短勤務）を利用する方へ

勤務先の時短勤務制度等を利用し、勤務時間を短縮する場合であっても**「１日４時間以上かつ月１６日以上の勤務」**が必要です。（時短勤務等を利用した結果、上記要件を満たさない場合は保育所退所の対象となります。）

また、「保育必要量」（「保育標準時間」または「保育短時間」）は、提出された「就労証明書」に基づいて入所前に認定します。実際の必要量が変更となる場合は、「給付認定変更申請書」により、保育施設又は市保育課での手続きをお願いします。（例：「時短勤務なので、標準→短に変更」「園が自宅から遠いため、短→標準に変更」等）

３　令和８年１月１日時点で土浦市に住民登録のなかった方は、本市で当時住民登録のあった市町村に課税状況を照会しますが、照会不可能だった場合等は、ご自身での取得をお願いすることがあります。

４　入所申込みの内容に変更があった場合は、下記 QR コード②より申請してください。入所の優先度にかかわることがあります。（例：転居、結婚、離婚、妊娠・出産等、食物アレルギーが判明、就労開始、育児休業の延長、認可外保育施設の利用開始　等）

５　不備・不足書類があった場合は、下記 QR コード③より申請してください。入所の優先度にかかわります。

〈①希望施設や見学有無の変更及びきょうだい申込方法の変更〉

〈②申請内容（①の内容を除く）の変更〉

〈③不備・不足書類提出〉

＜お問い合わせ＞　〒300-0036
土浦市役所保育課　土浦市大和町 9-2ウララ２ 8F　電話 029-826-1111(2418・2419)